

令和4年9月の不動産登記令の改正に伴うテキストの修正

令和4年9月29日、不動産登記令の改正がされました。この改正に伴い、『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』について、以下の表の修正をお願いいたします。

		修正前	修正後
不動産登記 法Ⅰ 【第4版】	P69／①	(不登令7条3項 <u>1</u> 号)	(不登令7条3項 <u>2</u> 号)
	P69／②の上	※追加	<u>①' 売買契約の日から10年を経過している場合に登記権利者が単独で買戻権の抹消の登記を申請する場合(不登令7条3項1号) P376(2)の場合です(不登法69条の2)。売買契約の日は、登記記録から明らかだからです。</u>
	P69／④	(不登令7条3項 <u>2</u> 号, <u>3</u> 号, <u>4</u> 号)	(不登令7条3項 <u>3</u> 号, <u>4</u> 号, <u>5</u> 号)
	P101／②	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P166／下から5行目	不登令7条3項 <u>1</u> 号	不登令7条3項 <u>2</u> 号
	P185／①	不登令7条3項 <u>1</u> 号かっこ書	不登令7条3項 <u>2</u> 号かっこ書
	P200／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P243／(a)②	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P257／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P268／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P303／②	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P306／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P311／②	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P316／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P334／④	不登令別表30添付情報 <u>ロ</u>	不登令別表30添付情報 <u>ハ</u>
	P345／①	不登令別表26添付情報 <u>ホ</u>	不登令別表26添付情報 <u>ヘ</u>
	P346／⑥	不登令別表26添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表26添付情報 <u>ト</u>
	P352／①	不登令別表26添付情報 <u>ホ</u>	不登令別表26添付情報 <u>ヘ</u>
	P352／⑥	不登令別表26添付情報 <u>ヘ</u>	不登令別表26添付情報 <u>ト</u>

	P367／②	不登令別表 26 添付情報へ	不登令別表 26 添付情報ト
	P376／①	不登令別表 26 添付情報ホ	不登令別表 26 添付情報へ
	P376／②の上	※追加	※ただし、上記 3. (2) の場合、 <u>登記原因証明情報は、提供する必要はありません（不登令 7 条 3 項 1 号。P69①'）。売買契約の日は、登記記録から明らかだからです。</u>
	P376／⑥	不登令別表 26 添付情報へ	不登令別表 26 添付情報ト
	P490／⑤	不登令別表 26 添付情報へ	不登令別表 26 添付情報ト
	P497／①	不登令別表 26 添付情報ホ	不登令別表 26 添付情報へ
	P498／⑤	不登令別表 26 添付情報へ	不登令別表 26 添付情報ト
	P506／②	不登令別表 26 添付情報チ	不登令別表 26 添付情報リ
	P506／③	不登令別表 26 添付情報リ	不登令別表 26 添付情報ヌ
不動産登記 法Ⅱ 【第 4 版】	P154／①	不登令別表 26 添付情報ホ	不登令別表 26 添付情報へ
	P154／⑤	不登令別表 26 添付情報へ	不登令別表 26 添付情報ト
	P182／ 5 行目	不登令別表 26 添付情報へ	不登令別表 26 添付情報ト
	P300／⑥	不登令別表 26 添付情報へ	不登令別表 26 添付情報ト
	P358／下から 7 行目	不登令 7 条 3 項 2 ～ 4 号	不登令 7 条 3 項 3 ～ 5 号
	P403／②の上	※追加	<u>【弁済期から 30 年の経過および解散から 30 年の経過による法人の休眠担保権の単独抹消】（不登令別表 26 添付情報ホ（1）（2））</u> i <u>被担保債権の弁済期を証する情報</u> ii <u>共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報</u>
	P403／④	不登令別表 26 添付情報へ	不登令別表 26 添付情報ト
	P403／下から 3 つ目の※の上	※追加	<u>【弁済期から 30 年の経過および解散から 30 年の経過による法人の休眠担保権の単独抹消】（不</u>

			<u>登令別表 26 添付情報ホ (3))</u> <u>法第 70 条第 2 項に規定する方</u> <u>法により調査を行ってもなお法人</u> <u>の清算人の所在が判明しないこと</u> <u>を証する情報</u> が当たります。
	P409/④	<u>不登令別表 26 添付情報へ</u>	<u>不登令別表 26 添付情報ト</u>

以上